

# 東大阪市撤去自転車保管施設警備業務委託仕様書

## 第1 警備対象

1. 若江保管所  
東大阪市若江西新町1丁目188-9  
(近畿自動車道高架下)
2. 水走保管所  
東大阪市川中1番地内  
(阪神高速道路東大阪線高架下)
3. 布施保管所  
東大阪市足代新町1-37  
(近鉄大阪線高架下)

## 第2 履行期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで(60ヶ月間)

## 第3 目的

上記警備物件における侵入及び盗難等の発生を予防し、かつ、その安全を確保して財産の保全を図ることを目的とする。

## 第4 警備任務

- ① 盗難及び不法行為の防止
- ② 異常発生時における関係先への通報及び連絡
- ③ 警備業務実施状況報告書及び事故報告書の提出
- ④ その他警備に付随する事項

## 第5 実施方法

- ① 機械警備(赤外線センサー)
- ② 警備実施計画書はこの仕様書に基づき受注者において作成し、両者協議のうえ決定するものとする。

## 第6 運営上の権限

発注者は、警備業務遂行のため必要な権限を受注者に付与するものとする。

## 第7 機械警備実施時間

警備時間は下記の通りとするが、受注者は警備装置の作動開始の信号を受

けたときは警備を開始し、又解除の信号を受けたときは警備を終了するものとする。また、作動開始時間又は終了時間を変更する際は、予め受注者に電話等の連絡をし、了承を得るものとする。

平日、土曜日（第2，4土曜日） 日曜日（第1，3日曜日）	17：30～翌9：00
土・日曜日（第1，3日曜日、 第2，4土曜日除く） 祝日及び年末年始（12月29 日～1月3日）	9：00～翌9：00

## 第8 実施要綱

### ① 受注者の警備体制

- イ 警備装置は、警備対象物件で発生した異常事態を受注者の基地局又は本社等へ自動的に通報する機能を有するものとし、警備対象物件を安全かつ正常に集中管理すること。
- ロ 基地局又は本社等は間断なくセンター受信装置を監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持すること。
- ハ 機動隊は常に基地局又は本社等との連絡を保持し、警備対象物件、異常事態に備えること。

### ② 警備開始時と終了時における取り扱い

- イ 発注者の最終退出者は防火、その他の事故防止上必要な点検処理を行い、退出口を施錠した後、外部に設置したコントロールボックスで警備開始をセットする。
- ロ 発注者の最初の入所者はコントロールボックスで警備解除の操作を行い入所する。

### ③ 警備実施中における発注者の入所

発注者は基地局又は本社等に対し警備中断の申し入れを行い、コントロールボックスで警備解除の操作を行った後、入所するものとする。この間の警備は発注者の責任において行うものとする。

## 第9 異常事態発生時における受注者の処理

警報装置の受信により警備対象物件に異常を確認した場合、受注者は直ちに現場へ急行し、事態の拡大防止にあたるものとする。また、巡回中に異常を発見した場合についても、基地局又は本社等へ状況の報告を行い事態の拡大防止にあたるものとする。その際、必要に応じて関係機関へ通報及び連絡を行うものとする。

## 第10 報告

① 警備業務実施状況報告書

受注者は警備業務の実施状況について毎月報告書を作成し、当該月業務委託料の請求時に発注者へ提出するものとする。

② 事故報告書

警備実施中に警報装置の作動、その他の異常が発生した場合、受注者は事故報告書にその内容を記載し発注者に提出するものとし、併せて当該施設管理者にも報告書を提出するものとする。

第1 1 発注者の緊急連絡先の報告及び変更

発注者の緊急連絡先については基地局又は本社等に報告するものとし、緊急連絡先に変更があった場合は、速やかに報告を行うものとする。

第1 2 鍵の取り扱い

警備実施に必要な鍵の授受について、相互に書面を取り交わし、厳重な取り扱いと保管を行うものとする。

第1 3 警備装置の保守点検

警備装置は警備実施上機能を保持するため受注者が適宜保守点検を行うものとする。

第1 4 賠償責任

① 受注者が業務遂行中、受注者の責に帰すべき事由により発注者および第三者に対し損害を与えた場合には、受注者において損害賠償の責を負うものとする。

② 受注者はその損害賠償として保険会社との保険契約により、次の定めた範囲内の金額を支払うものとする。

イ 財産上の損害については、1事故につき10億円とする。

ロ 身体上の損害については、被害者1名につき1億円とする。ただし、1事故につき10億円を限度とする。

ハ 前項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。

第1 5 経費負担

① 警備に必要な機械、機器及びその他必要な器具はすべて、履行日までに受注者が設置し、それに係る費用は受注者の負担とする。なお、現在、設置している警備機械、機器等については前受注者が撤去するもの。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

② 契約終了及び契約の変更・解除した場合における機械、機器、部品の撤去・設置に要する費用は受注者の負担とする。

## 第16 引渡し

未警備期間がない様、前受注者と十分な調整を図り、速やかに警備実施計画書に基づき施設内整備を行い、業務を開始するものとする。また警備期間終了時には次の受注者へ円滑に引き継げるよう協力するものとする。

## 第17 その他

- ① 施設の修繕、改修等により、機械、機器及びその他必要な器具の撤去または移設が生じる場合において、受注者は警備に支障のない範囲において協力するものとする。
- ② 機械警備ができない事態が生じた場合、巡回警備業務を行うなどの対応をするとともに、速やかに警備体制の復旧に努めるものとする。
- ③ その他本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方において協議の上、決定するものとする。





